

〔作成基準〕

(1) 対象とする会計・範囲

【普通会計】・・・ 本市の普通会計は、一般会計、土地取得特別会計、霊園事業特別会計で構成されています。

【連結範囲】・・・ 本市では、普通会計のほか2つの公営企業会計（病院事業、水道事業）、6つの特別会計（下水道事業、競輪事業、国民健康保険事業、介護保険事業、介護老人保健施設、後期高齢者医療）、静岡県後期高齢者医療広域連合、静岡県地方税滞納整理機構、伊東市土地開発公社、伊東マリンタウン株式会社、財団法人伊東市振興公社を連結の対象としています。

(2) 対象年度

平成25年度を対象とし、平成26年3月31日を作成の基準日としています。なお、公営企業会計、第三セクター等以外の会計では、出納整理期間（平成26年4月1日から平成26年5月31日まで）における出納については、基準日までに終了したものとして取り扱っています。